

新任教育の教育時間数

警備員の区分		教育区分	基本教育	業務別教育	実地教育の上限
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)			<b>20時間以上</b>		実施する業務別教育の1/2の教育時間数 (上限5時間)
警備業務1級 検定の合格証明書 の交付を受けて いる者	当該検定業務に就く場合		免除	免除	—
	当該検定業務以外に就く場合		免除	<b>10時間以上</b>	<b>5時間</b>
	当該警備業務経験者		免除	<b>3時間以上</b>	<b>2時間</b>
警備業務2級 検定の合格証明書 の交付を受けて いる者	当該検定業務に就く場合		免除	免除	—
	当該検定業務以外に就く場合		免除	<b>10時間以上</b>	<b>5時間</b>
	当該警備業務経験者		免除	<b>3時間以上</b>	<b>2時間</b>
指導教育責任者 資格者証の交付 を受けている者	当該検定業務に就く場合		免除	免除	—
	当該検定業務以外に就く場合		免除	<b>10時間以上</b>	<b>5時間</b>
	当該警備業務経験者		免除	<b>3時間以上</b>	<b>2時間</b>
機械警備業務管 理者資格者証の 交付を受けてい る者	当該検定業務に就く場合		<b>10時間以上</b>	免除	—
	当該検定業務以外に就く場合		<b>3時間以上</b>	免除	—
	元警察官		<b>3時間以上</b>	免除	—
警備業務経験者 (※1)	当該検定業務に就く場合		<b>7時間以上</b>		実施する業務別教育の 1/2の教育時間数 (上限2時間)
	当該検定業務以外に就く場合		<b>13時間以上</b>		実施する業務別教育の 1/2の教育時間数 (上限5時間)
元警察官(※2)			<b>13時間以上</b>		実施する業務別教育の 1/2の教育時間数 (上限5時間)

※1 警備業務経験者…最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員  
(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

※2 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員

新任教育の教育時間数

教育区分		旧			新			改正規則の 該当条文 【規則第38条 第 4項】
		基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育	実地教育の上限	
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)		15時間 以上	15時間 以上	実施する業務別 教育の1/2の 教育時間数 (上限5時間)	<b>20時間 以上</b>	実施する業務別 教育の1/2の 教育時間数 (上限5時間)	表の一の項	
警備業務1級 検 定の合格証明書の 交付を受けている 者	当該検定業務に就く場合	免 除	免 除	-	免 除	免 除	-	柱書
	当該検定業務以外に就く場合	免 除	15時間 以上	8時間	免 除	<b>10時間 以上</b>	<b>5時間</b>	表の二の項
	当該警備業務経験者	免 除	5時間 以上	3時間	免 除	<b>3時間 以上</b>	<b>2時間</b>	表の三の項
警備業務2級 検 定の合格証明書の 交付を受けている 者	当該検定業務に就く場合	免 除	免 除	-	免 除	免 除	-	柱書
	当該検定業務以外に就く場合	免 除	15時間 以上	8時間	免 除	<b>10時間 以上</b>	<b>5時間</b>	表の二の項
	当該警備業務経験者	免 除	5時間 以上	3時間	免 除	<b>3時間 以上</b>	<b>2時間</b>	表の三の項
指導教育責任者 資格者証の交付を 受けている者	当該検定業務に就く場合	免 除	免 除	-	免 除	免 除	-	柱書
	当該検定業務以外に就く場合	免 除	15時間 以上	8時間	免 除	<b>10時間 以上</b>	<b>5時間</b>	表の二の項
	当該警備業務経験者	免 除	5時間 以上	3時間	免 除	<b>3時間 以上</b>	<b>2時間</b>	表の三の項
機械警備業務管理 者資格者証の交付 を受けている者	当該検定業務に就く場合	15時間 以上	免 除	-	<b>10時間 以上</b>	免 除	-	表の四の項
	当該警備業務経験者	5時間 以上	免 除	-	<b>3時間 以上</b>	免 除	-	表の五の項
	元警察官	5時間 以上	免 除	-	<b>3時間 以上</b>	免 除	-	表の五の項
警備業務経験者 (※1)	当該検定業務に就く場合	5時間 以上	5時間 以上	3時間	<b>7時間以上</b>	実施する業務別 教育の1/2の教育時 間数 (上限2時間)	表の六の項	
	当該検定業務以外に就く場合	5時間 以上	15時間 以上	8時間	<b>13時間以上</b>	実施する業務別 教育の1/2の 教 育時間数 (上限5時間)	表の七の項	
元警察官(※2)		5時間 以上	15時間 以上	8時間	<b>13時間以上</b>	実施する業務別 教育の1/2の 教育時間数 (上限5時間)	表の七の項	

※1 警備業務経験者…最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員  
(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

※2 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員